

令和元年度 第1回

社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団
理事会 議事録

社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団

社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団
令和元年度第1回理事会議事録

1. 日 時 令和元年6月4日(火) 午前11時～午後1時15分
2. 場 所 伊丹市広畑3丁目1番地 いたみいきいきプラザ 3階 人材養成・研修室
3. 出席者
理事総数 6名
理事出席者 6名
理事長 奥田 利 男 常務理事 林 秀 和
理 事 坂本 孝 二 理 事 武田 好 二
理 事 川上 房 男 理 事 森 理 恵

監事総数 2名
監事出席者 2名
監 事 細川 健 二 監 事 西尾 幸 道

議事録署名人 細川 健 二
議事録署名人 西尾 幸 道
4. 議 案 議案第1号 「平成30年度社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団事業報告につ
いて」
議案第2号 「平成30年度社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団社会福祉事業
区分及び公益事業区分決算報告について」
報告第1号 「平成30年度社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団事業報告及
び決算の監査報告について」
議案第3号 「社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団役員（理事）候補者の推薦
について」
議案第4号 「社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団役員（監事）候補者の推薦
について」
議案第5号 「社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団評議員候補者の推薦につい
て」
議案第6号 「社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団評議員選任・解任委員会の
招集について」
議案第7号 「社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団評議員選任・解任委員会の
事務局職員の配置について」
議案第8号 「社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団運営協議会委員の選任につ

- いて」
議案第 9 号 「社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団中長期経営計画の改訂につ
いて」
議案第 10 号 「社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団定時評議員会日時、場所、
議題等の決定について」

5. 議 長 奥 田 利 男

6. 議事録作成者 鎌 田 祐 紀

7. 議 事

(1) 開 会

■事務局 皆様、お揃いになりましたので、定刻より少し早いですが、ただいまより令和
元年度第 1 回社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団理事会を開催いたします。

【開会に先立ち資料の確認を行う】

それでは開会にあたりまして、当法人、奥田理事長よりご挨拶を申し上げます。

(2) 理事長挨拶

■理事長 改めまして、皆様、おはようございます。

本日はご多忙の中、令和元年度第 1 回の伊丹市社会福祉事業団理事会に、全
理事、また、両監事にもご出席を賜り、ありがとうございます。本日の理事会
が今期 2 年間の最後の理事会となりました。

本日ご審議頂きます内容は、平成 30 年度決算に関する案件とあわせまして、
理事・監事の任期満了を迎えることに伴う役員等の人事案件、さらには、3 月
の理事会でご報告させていただきました中長期経営計画の改訂に関するものな
ど、議案が 10 件、報告 1 件、合計 11 件を予定いたしております。

まず、平成 30 年度の決算につきましては、資料にもございますように当期
資金収支差額は約 604 万 8 千円と黒字を確保いたしておりますが、介護保険
事業収入が 3 年連続で減少する等、内容といたしましては、依然として大変厳
しい状況となっており、予断を許さない状況が続くものと受け止め、適切な対
応が必要であると改めて認識しております。

次に、役員等の人事案件でございますが、今月 24 日に開催を予定しておりま
す定時評議員会の終結の時をもちまして、今期理事・監事の任期が満了するこ

とに伴う新理事・監事の推薦、また、評議員の一部改選を含めまして、当法人の新たな経営体制を構築しようとするものでございます。

さらには、先の理事会で素案としてお示しをさせていただきました、今後の新体制による法人経営の羅針盤となります、『中長期経営計画の改訂』にかかる議案を上程しております。

この後、議案・報告の詳細につきまして、法人事務局よりご説明いたしますので、ご審議頂きますようお願いをいたしまして、簡単ではございますが、開会のご挨拶とさせていただきます。この後のご審議、よろしく願いいたします。

(3) 議長選出

■事務局 次に、議長選出に入らせていただきます。

議事を進めていただくにあたりまして、理事会運営規則第9条の規定により、議長は「その都度選任する」となっておりますが、どのようにさせていただきますでしょうか。

【事務局一任】

それでは、奥田理事長を議長に推薦させていただきますが、よろしいでしょうか。

【異議なし】

ご異議がないようでございますので、奥田理事長に議長をお願いいたします。

(4) 出席状況

■議長 それでは、ご指名いただきましたので議長を務めさせていただきます。

はじめに、理事の出欠席について報告いたします。

本日の出席理事は6名でございますので、理事会運営規則第10条に定める定足数を充たしておりますので本理事会は成立いたします。

(5) 議事録署名人の選任

■議長 次に、議事録の署名についてですが、理事会運営規則第15条の規定では、「出席した理事長及び監事が記名押印する」と定められておりますので、私と、細川監事、西尾監事をお願いいたします。

(6) 議事

- 議 長 それではこれより議事に入らせていただきます。
 本日の議事は、議案が10件と報告が1件でございます。

それではまず、議案第1号「平成30年度社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団事業報告について」と、議案第2号「平成30年度社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団社会福祉事業区分及び公益事業区分決算報告について」と、報告第1号「平成30年度社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団事業報告及び決算の監査報告について」はそれぞれ関連がございますので、一括審議とさせていただきます。

それでは、事務局説明をお願いいたします。

- 事務局 議案第1号「平成30年度社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団事業報告」について「平成30年度決算報告」をもとにご説明申し上げます。

まず、決算報告1頁目が、平成30年度決算の総括でございます。

平成30年度は、「これまでの感謝と、これからの挑戦」をコンセプトにした伊丹市社会福祉事業団設立30周年記念式典を開催し、すべての方々に改めて感謝の意をお伝えするとともに、これからの当法人が歩むべき姿を職員の決意とともに表明しました。

また、中長期経営計画（平成28年度～平成37年度）に基づき、事業団の将来を担っていくことができる人材の育成・確保と組織の機能強化・活性化を目的として、新しい組織体制及び人事給与制度を本格的に開始し、各事業の推進に取り組みました。

法人経営本部では、中長期経営計画の実施計画に基づく様々な取組みを実践する一方で、団塊の世代の方々が後期高齢者となる2025年を見据え、地域共生社会を実現するための新たな取組みの検討や老朽化した老人ホームの建替え等、めまぐるしく変化する事業団を取り巻く環境の変化に対応するため、中長期経営計画の改訂に取り組みました。

法人事務局では、新しい組織体制及び人事給与制度のもと人材の育成と確保に取り組みながら、変形労働時間制や働き方改革に伴う各種制度の導入に向けた準備を行うとともに、介護人材マッチング機能強化事業等を通じて、広く伊丹市における介護人材の確保に取り組みました。

法人事業本部では、平成30年4月の介護報酬や障害福祉サービス費等の改定に合わせ、事業間の積極的な連携や協働を図りながら、介護保険事業や障害福祉サービス事業における制度改正の趣旨に沿った事業の着実な推進に取り組みました。

各事業においては、地域包括支援センターや居宅介護支援事業所を中心に、伊丹市をはじめとした関係機関との連携のもと、介護予防・日常生活支援総合事業の円滑な推進に取り組み、デイサービスにおいてはケアハイツいたみのセラピストとの連携・協働による機能訓練メニューの強化、訪問介護事業所では専門性の強化と自立支援や重度化防止、訪問看護事業所ではICTを活用した業務の効率化などに取り組みました。

また、伊丹東有岡ワークハウスでは「いたみ障がい者共同受注ネットワーク」の運営による受注の拡大、老人ホームやケアハイツいたみでは介護ロボット等の福祉機器の活用による「ノーリフティングケア」の推進や各種設備の更新、ケアハイツいたみでの居宅介護支援事業所の開設など、利用者の安全・安心に向けた環境整備やサービスの質の向上に取り組みました。

このほか、引き続き、社会福祉法人の地域における貢献活動として、事業団に所属する多様な専門職の知識を活かし、地域の方々に向けた介護技術や介護予防の講座などの実施や、高等学校等に向けた福祉の仕事の紹介や授業への職員の派遣など、地域での啓発活動や福祉人材の育成に向けた取組みを積極的に行いました。

これらの取組みの結果、平成30年度決算は収入総額が1,942,941千円、支出総額が1,936,893千円、資金収支差額が6,048千円と黒字を確保したものの、介護保険事業収入が3年連続で減少する等、非常に厳しい経営状況が続いています。

今後も、介護人材の確保や老朽化する建物設備等の維持管理等々、当法人を取り巻く経営環境はさらに厳しさが増していくことが予測されますが、人件費の見直しを図るとともに、中長期経営計画を改訂・実行するなかで経営基盤の一層の安定化に取り組み、地域に必要とされる質の高いサービスを提供することにより、公的責任を果たすとともに地域社会に貢献してまいります。

次に、2～3頁をご覧ください。

理事会・評議員会等の開催状況についてですが、理事会を3回、評議員会を3回、それぞれ開催いたしました。内容についてはこちらにお示ししておりますとおりでございます。

また、運営協議会は、当事業団の予算・決算の状況や地域貢献等に関する意見を聴取する諮問機関として独自に設置したものでありますが、平成30年度は1回開催いたしました。

次に、4頁の施設一覧でございます。

施設につきましては、一覧の24番目、ケアハイツいたみに居宅介護支援事業所を平成31年2月1日に新設いたしましたことから、前年度当初から1か所増となっております。

次に、5頁の施設別職員一覧でございます。

職員構成につきましては、平成31年3月31日現在の人数を組織の順にしたがひまして、それぞれの正規職員・契約社員・合計の順に記載しております。

この一覧についても、ケアハイツいたみに新たにケアハイツいたみ居宅介護支援事業所を加えております。

なお、この表の最下段には合計を記載しており、正規職員は伊丹市派遣職員2名、事業団職員174名、契約社員は月額契約社員20名、日額等社員が180名、計376名でございます。

以上でございます。

6頁、事業報告以降につきましては、担当よりご説明させていただきます。

それでは、6頁からの事業報告をさせていただきます。

まず、(1)の法人経営本部でございます。

法人経営本部では、中長期経営計画の実施計画に基づき、職員配置の適正化と収益性の向上を目指した要員定数の策定及び変形労働時間制の導入に取り組んだほか、地域共生社会の実現に向けた新たな取組みの検討や老朽化した老人ホームの建替え等、事業団を取り巻く環境の変化に対応するため、中長期経営計画の改訂に取り組みました。

次に(2)の法人事業本部でございます。

法人事業本部では、新たな規則に基づき設置した業務評価・改善会議において共通の管理ツールなどを活用した事業の進捗管理を行いながら、着実な事業の推進に取り組みました。

また、事業団が展開する事業間の積極的な連携や協働により実施しながら、包括的なサービス提供の実践に取り組みました。

次に(3)法人事務局(総務課)でございます。

法人事務局(総務課)では、平成30年4月から新たな人事給与制度のもと、統括事業管理者を中心にすべての職員が役割基準と職務基準に基づき職務を遂行することに取り組みながら、変形労働時間制や働き方改革に伴う各種制度の導入に向けた準備を行うとともに、正規職員を中心とした採用による人材の確保、伊丹市の受託事業としての介護人材マッチング機能強化事業や介護の職場体験事業の実施など、広く伊丹市における介護人材の確保などに取り組みました。

このほか、法人設立30周年を機会にリニューアルしたホームページによるPR活動や、出前講座や教育機関への講師派遣、介護職員初任者研修・基準緩和型サービス従事者研修の開催など、地域の介護人材の育成に取り組みました。

各取組みの等の実績については、6頁から9頁記載のとおりでございます。

次に9頁下段に移らせていただきまして、(4) 地域包括支援センターでございます。

当事業団が伊丹市より受託運営しております「伊丹・摂陽地域包括支援センター」「笹原・鈴原地域包括支援センター」「天神川・荻野地域包括支援センター」「稲野・鴻池地域包括支援センター」では地域福祉ネット会議への参加、認知症サポーター養成講座の実施、地域向け講座等の開催などの啓発活動等に取り組むとともに、権利擁護をはじめとする地域の課題やニーズ等について、関係機関への働きかけや協働のもと、地域包括ケアシステムの中軸となる地域の総合相談窓口としての役割を果たしながら、伊丹市における地域包括支援センター事業計画の着実な実行に取り組みました。

このほか、平成30年度から開始した認知症初期集中支援チームの活動を積極的に進め、地域の認知症ケアの向上に取り組みました。

事業の実績等につきましては、9頁から16頁記載のとおりでございます。

次に、16頁下段に移らせていただきまして、(5) 居宅介護支援事業所でございます。

「伊丹市中央居宅介護支援事業所」「伊丹市南野居宅介護支援事業所」「伊丹市荒牧居宅介護支援事業所」「伊丹市桃寿園居宅介護支援事業所」では、全ての居宅介護支援事業所が主任介護支援専門員を配置する特定事業所として、適正なケアマネジメントの徹底を図りながら、平成31年2月にケアハイツいたみ居宅介護支援事業所を開設し、相談機能の強化を図りました。

このほか、平成30年度の介護報酬改定の方向性に沿って、医療機関や介護保険施設等との積極的な連携に取り組みました。

事業の実績等につきましては、17頁記載のとおりでございます。

次に、18頁に移らせていただきまして、(6) デイサービスセンターでございます。

「伊丹中央デイサービスセンター」「伊丹南野デイサービスセンター」「伊丹荒牧デイサービスセンター」「桃寿園デイサービスセンター」では、少人数によるレクリエーションや趣味活動のメニューの拡充を進めるとともに、機能訓練や介護予防機能の充実、強化に取り組み、特に平成30年度からの介護報酬改定に沿って、ケアハイツいたみのセラピストと連携・協働しての機能訓練の強化に取り組みました。

このほか、各デイサービスセンターにおいて、地域やボランティアの方々のご協力のもと、地域交流事業を開催したほか、教育機関からの実習生の受入や、利用者のご家族や周辺地域の方々を対象にした介護技術講習会の開催など、地域へ向けた活動に積極的に取り組みました。

事業の実績等につきましては、18頁から22頁記載のとおりでございます。

次に、23頁に移らせていただきまして、(7)訪問介護事業所でございます。訪問介護事業所では、「基準緩和型サービス従事者研修」修了者の活用や、介護福祉士等の有資格者を身体介護が必要な高齢者や障がい者への対応に段階的に移行するなど、専門性の強化と自立支援や重度化防止に資する事業所の運営に取り組ましました。

また、サービス提供責任者の役割や職務を見直し、関係機関や他事業所、医療機関、地域、ご家族等との連携や相談、調整についての機能の強化に取り組ましました。

事業の実績等につきましては、23頁から28頁記載のとおりでございます。

次に、28頁下段に移らせていただきまして、(8)訪問看護ステーションでございます。

「伊丹市訪問看護ステーション」「伊丹市訪問看護ステーション療養通所介護事業所」「伊丹市訪問入浴介護事業所」では、訪問看護、訪問リハビリ、療養通所介護事業所、訪問入浴が連携し、高齢者から小児、障がい者、精神障がい者、難病、末期がん、看取りの方まで利用者のニーズに幅広く、迅速かつ柔軟に対応するとともに、家族、在宅医、多職種との連携を密に取りながら、利用者が安心して療養生活が続けられるサービスの提供に取り組ましました。

また、タブレット端末システムによるICTを活用した業務の効率化、バイタルリンクの導入による医師との連携の迅速化などに取り組ましました。

事業の実績等につきましては、29頁から30頁記載のとおりでございます。

次に、30頁に移らせていただきまして、(9)東有岡ワークハウスでございます。

「伊丹東有岡ワークハウス」「サポートテラス昆陽東」では、事業団で精神障がい者支援を行う訪問介護事業所、訪問看護ステーション、地域包括支援センターとの連携による総合的な支援体制の構築を進めるとともに、関係機関と連携した就職支援や職場定着支援に取り組むとともに、「いたみ障がい者共同受注ネットワーク」の事務局として、積極的な広報活動や、地域の障がい者の就労支援事業所の作業受注を共同で行うなど、就労支援体制の充実に取り組ましました。

このほか、利用者の社会参加を促進するために、法人内の地域交流事業、地域の行事や清掃活動等への積極的な参加に取り組ましました。

事業の実績等につきましては、30頁から34頁記載のとおりでございます。

次に、34頁に移らせていただきまして、(10)老人ホームでございます。

老人ホームでは「養護老人ホーム松風園」「特別養護老人ホーム桃寿園」「ショートステイ事業所」「稲野・鴻池地域包括支援センター」「伊丹市桃寿園居宅介護支援事業所」「桃寿園デイサービスセンター」を運営する複合施設として、地

域包括ケアの実践に取り組みました。

平成30年度は、桃寿園では、「ノーリフティングケア」の実践や、介護ロボットを活用した介護の実践など、入所者様の安全確保と職員の職場環境の整備に取り組みました。

また、地域や多くのボランティアの方々のご協力をいただきながら第15回桃寿園フェスティバルの開催、介護技術講習会の開催などの地域へ向けた取り組みも行いました。

このほか、台風21号被害による松風園、桃寿園屋根等の更新工事、高圧受変電設備等の施設設備更新工事による環境整備を行いました。

事業の実績等につきましては、35頁から38頁記載のとおりでございます。

次に、38頁に移らせていただきまして、下段(11)ケアハイツいたみでございます。

ケアハイツいたみでは、平成30年度は、リハビリ体制の拡充を行い、通所リハビリテーションにおける個別リハビリテーションの充実や、ユニットにおける介護職員による日常生活の中でのリハビリテーションの実施など、多職種協働による包括的なサービス提供に取り組んだほか、平成31年2月には居宅介護支援事業所を開設し在宅におけるケアマネジメント機能を追加するなど、在宅復帰支援施設としての機能強化に取り組みました。

このほか、小規模多機能居宅介護さくら、訪問看護ステーションと協働し、地域の方々のご協力をいただきながら、「第9回あっけらカーニバル」「第9回あっけら寒ニバル」を実施し、地域との交流を図りました。

事業の実績等につきましては、39頁から41頁記載のとおりでございます

最後に、42頁に移らせていただきまして、小規模多機能居宅介護さくらでございます。

小規模多機能居宅介護さくらでは、関係機関との連携により、小規模多機能居宅介護事業所の特徴を活かしたサービス提供を行いながら、特に訪問サービスに力を入れ、在宅生活のサポートを行いました。

また、重度認知症高齢者のみでなく、医療依存度の高い利用者の受け入れも積極的に行い、住み慣れた在宅での生活の継続を支援しました。

このほか、啓発事業として、地域の方々が元気でいきいきと自宅での生活を継続出来るよう、交通安全と認知症の予防についての講習を行いました。

事業の実績等につきましては、42頁記載のとおりでございます

以上で、平成30年度の各事業の報告とさせていただきます。

引き続きまして、議案第2号「平成30年度社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団社会福祉事業区分及び公益事業区分決算報告について」ご説明をさせてい

たきます。

平成30年度決算につきましては、議案書と共に送付させていただきました、カラー印刷の「平成30年度伊丹市社会福祉事業団 決算の概要について」をもとに、当事業団の財政状況を併せてご説明させていただきます。参考にA3サイズの資料で右肩に議案第2号別紙としております「平成30年度決算説明資料」を適宜ご参照ください。

それでは、それぞれの資料の1ページをお開きください。決算の概要をご説明する上で、おおきく4つのポイントに分けてご説明いたします。

まず、ポイントの1つ目、当期資金収支差額、すなわち収入総額から支出総額を差し引いた額は、約604万8千円となりました。但し、平成30年度に予算計上しておりましたとおり、財政健全化積立資産を1,107万7千円取り崩すという当該年度に限った収入がありましたので、当該収入を除いた実質的な収支額は502万9千円の赤字という非常に厳しい状況でございました。

次に、その理由といたしまして、ポイントの2つ目、収入の根幹をなす介護保険事業収入でございます。真ん中の右のグラフにお示ししているとおり、介護予防事業収入と併せた合計が3年連続の減少となっており、前年比2,683万6千円減の15億3,079万4千円となりました。

次に、ポイントの3つ目、支出の約7割を占める人件費ですが、ご案内のとおり、一昨年10月に契約社員を正規職員化したこと等によりまして、過去最高額となる約13億6,684万4千円となり、年度によって増減の大きい退職給付を除いても前年比1,434万1千円の増となりました。但し、正規職員化に伴う人件費の増加分に対しましては、その多くに処遇改善加算交付金を充当していることから、収支への影響は大きくございません。

事業活動収入の減少と人件費増加の結果として、ポイントの4つ目、介護保険事業収入をはじめとする事業活動収入に対する人件費の占める割合を示す、人件費比率は74.5%、退職給付を除いても72.8%と、過去最高を更新しています。下段に④として、人件費比率の推移を参考に示しておりますが、ご覧のとおり増加傾向にございます。()内の数値は、当事業団と同様に福祉医療機構から借入れを行っておられる他の社会福祉法人の平均の数値を表記しておりますが、それと比べても高い傾向にございます。

最後に、これら決算から見える当事業団の財政状況を踏まえまして、今後の方向性を矢印の部分に記載しております。介護人材不足や利用者数の減少等を背景に、介護保険事業収入の減少に歯止めがかからず非常に厳しい状況が続いております。後程の議案にもあります通り、改訂後の中長期経営計画に基づき、新たな事業に取り組むことや既存事業の見直し、さらには人件費の見直し等により、収支の抜本的な改善を図っていく必要があると認識しております。

以下、2頁目以降につきましては、収入、支出それぞれの現計予算との比較及び拠点ごとの前年比をお示ししておりますので、ご参照ください。

次に、A3サイズの資料で、先程申し上げました収入・支出それぞれについての前年度比を、いくつかピックアップして申し上げます。

まず、事業活動による収支欄の介護保険事業収入でございますが、社会福祉事業と公益事業の合計は、左上に記載のとおり、15億3,079万4,409円となり、5つ下にあります介護予防事業収入と併せて、前年度比で△2,683万5,650円の減少となりました。これは主に、桃寿園におけるショートステイの利用者延べ人数が5,686人から4,133人に減少したことや、訪問介護事業所における介護保険サービスの利用回数が30,671回から26,833回に減少したことによるもの等でございます。

次に、支出欄の一番上、人件費支出でございますが、13億6,684万3,600円となり、前年度に引き続き、過去最高額を更新しました。これは主に、平成29年10月に契約社員を正規職員化したことによる経費が通年度化したことと、平成30年10月に新たな人事給与制度であります、チャレンジ給の支給者が合計9名誕生したことなどによるものでございます。

また、前年度比で大きく増加しているものを申し上げますと、その他の活動による収支のうち、収入の一つ目、積立資産取崩収入でございますが、9,216万3,578円となり、前年度比で2,399万9,815円の増加となりました。内訳を申し上げますと、まず冒頭に申し上げました、財政健全化積立資産取崩収入の1,107万7,155円、平成30年度の退職者に支給した退職金見合いの額を含む、退職給付引当資産取崩収入の6,122万3,696円、さらには、昨年9月に発生いたしました台風21号の被害による復旧経費にかかる財源を含む修繕積立資産取崩収入の1,986万2,727円でございます。但し、これらの内、平成30年度限りの収入で本年度は収入が見込めないものが、合計5,255万8,468円含まれております。

これらによりまして、当期資金収支差額が604万8,376円、当期末支払資金残高が5億1,924万5,489円となりましたが、先程申し上げました通り、平成30年度は当該年度に限った収入を含めての決算であるため、今後、新たな事業に取り組むとともに、人件費の見直しを図る等、収支の抜本的な改善を図ってまいります。

以上が、議案第2号「平成30年度社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団社会福祉事業区分及び公益事業区分決算報告について」の説明でございます。

■議長 続いて、報告第1号「平成30年度社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団事業報告及び決算の監査報告について」でございます。

これにつきましては、本日まで出席いただいております細川監事、西尾監事の二

人に監査を行っていただきました。代表して西尾監事にご報告とご説明をいただきたいと思ひます。

西尾監事よろしくお願ひいたします。

■西尾監事 令和元年5月22日、私たち監事は、平成30年4月1日から平成31年3月31日までの平成30年度の理事の職務の執行について監査を行いました。その方法及び結果について、次のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

各監事は、理事及び職員等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席し、理事及び職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査しました。以上の方法により、当該会計年度にかかる事業報告等、事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該会計年度にかかる計算関係書類、計算書類及びその附属明細書、及び財産目録について検討いたしました。

2. 監査意見

① 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告等は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する事実は認められません。

② 計算関係書類及び財産目録の監査結果

法人の財産、収支及び純資産の増減の状況について適正に示しているものと認めます。

以上でございます。

■議長 以上で、説明と報告が終わりました。
この件について、ご意見ご質問ございませんか。

■武田理事 先程ご説明いただきました決算の概要についてですが、変形労働時間制の導入及び人件費の見直し等を検討されているということで、これまでも何度かご説明をいただいておりますが、法人経営の抜本的な見直し等にも取り組んでおられるということで伺ってはおりますが、職員の皆様方は、特に混乱もなく取り組んでおられるのかどうかということが1点と、加えて福祉医療機構の貸

付を利用している平均的な人件費比率に近づけるための対応策について、お聞かせいただきたい。

■事務局　　まず1点目の変形労働時間制の導入についてですが、先の理事会にもご説明させていただいておりますように、今年度から試行的に1拠点に限って、かつ職種を限定して導入をいたしております。その検証も踏まえながら、とりわけ24時間施設のシフト作成の困難な状況も踏まえながら、今年10月1日より本格的な導入を目指して取り組んでいるところでございます。

次に2点目の人件費比率についてですが、平成29年度の正規職員化及び平成30年度の新たな人事給与制度の導入に関しましては、いずれも『中長期経営計画』に基づいて行っている新たな取り組みであり、その目的が職員の定着率を向上させることであり、更には事業活動収入の増加を図っていかうとする最終の目的および挑戦がございます。

ご指摘のとおり、人件費比率というのは、単純に人件費支出を事業活動収入で除するというのを考えますと、いかに事業活動収入を向上させていくのかという必要があると考えております。具体的な方法については、後程の議案でもありますように『中長期経営計画』で新たな事業の展開に挑戦していくこと、介護保険収入のみならず、障害の分野においても積極的な事業を展開していくこと、更には既存事業の見直しにも取り組んでいくこと、財務規律を導入することも検討しております。

■武田理事　　引き続き、厳しい状況であるとは思いますが、後程の中長期経営計画のご説明を伺いたいと考えています。

■議 長　　他にご意見はございませんか。

■坂本理事　　先程のご説明では、人件費の増加分については、処遇改善加算を充当されるとの説明がありましたが、正規職員化したことが人件費増となって、直ちに法人の経営状況を悪化させているものではないということはお説明いただきましたが、実態として処遇改善加算は人件費に対してどの程度充当しているものですか。

■事務局　　このご質問につきましては、決算報告の資料7頁の上段にお示ししております。

処遇改善加算の年度ごとの推移のとおり、平成30年度におきましては、約7,400万円程度を充当し、このうち一時金は4,000万円程支給しており、差額の3,400万円程については、正規職員化の昇給部分と、平成29年度に定期昇給を行っておりますので、その昇給部分に充当しております。

■坂本理事 これまでの人件費や定期昇給部分には、処遇改善加算が充当されていて、一般財源、いわゆる介護報酬部分を充当するよりは、財源が確保できるようになったとの見解があるのですが、そうではないのですか。

■事務局 制度として、処遇改善加算となりましたのが平成24年度からの介護報酬改定からとなっており、当法人といたしましては改定当時においては定期昇給部分には、処遇改善加算を充当しておらず、充当し始めましたのが平成29年度からとなっており、それが時期を同じくして契約職員の正規職員化と同時期となりました。平成24年度から平成28年度までの定期昇給部分については、介護報酬を充当しておりました経緯がございます。

■坂本理事 介護報酬が3年連続減収という状況は分かりましたが、その状況と併せて、老人ホームショートステイの利用者の減少と、訪問介護事業所の利用者の減少がありますが、これらの減少の要因となっているものは何であるとお考えでしょうか。

■事務局 ショートステイにつきましては、平成29年度と平成30年度を比較して、1日平均で4人程利用者が減少しております。実態として利用者様のニーズが減少しているのではなく、昨年度に限っては職員の退職等による老人ホーム全体の職員の勤務シフトを組むことが困難な状況が数か月ございまして、その間ショートステイの利用者の受け入れを制限した時期がございました。その時期の前後の期間も含めまして、利用者の対応を制限いたしました結果、収入の減少に繋がりました。しかしながら、今年度に入りましてその状況も改善されておりますので、収入も改善されると見込んでおります。

訪問介護事業所につきましては、報酬改定の要因もさることながら、訪問介護を担う職員の経年での減少があり、全体的にサービス提供できる件数が減少しております。これらの要因が収入の減少に直結しておりますので、今後は人員の確保に努めながら、当法人で取り組んでいる『基準緩和型サービス従事者研修』あるいは『生活援助従事者研修』による人材の拡充および採用等にも注力していきながら、『変形労働時間制の導入』による柔軟なシフトでの対応に取り組んでいくとともに、今後は対応ケース数を増加させることが必要であると考えておりますので、今年度は全力で取り組んでいきたいと考えております。

■森理事 先程の事務局の説明の補足になりますが、一時期介護職員が減少したこともあり、ショートステイの利用者の受け入れを制限した時期もありました。ショートステイの利用者については、医療依存度の高い方については他事業所が受け入れを行っていないという状況もあり、その方々に限っては最低限受け入れ

を継続させていただいており、その他には緊急の場合で来られる方の受け入れは行っていたものの、それ以外は一定程度の制限をさせていただいていたという経緯がございました。

■坂本理事 ありがとうございました。

老人ホームのショートステイの状況については、よく理解しました。事業団として守らなければならない役割を維持しながら、市民への対応も含めてかなり厳しい局面があるということは、十分理解できました。

訪問介護事業所については、派遣件数の減少という問題は老人ホームのショートステイの問題も含め事業団全体の問題として、介護職員の確保が厳しい状況にあると感じています。これらの課題の対応が事業団の経営の根幹になると考えられますので、引き続き対応いただくとともに、後程『中長期経営計画』のご説明の中で、今後の事業展開にも影響してくる問題ではないかと考えられますので、詳しくお伺いできたらと思います。

その他には、経営の状況を資金収支計算書上でご説明いただいておりますが、我々理事が理事会で的確に把握していくためには、事業団の建物の老朽化に伴う建替え等の更新も検討していく中で、それを介護報酬で賄っていかなければならないことを考えるならば、損益計算を行っていくうえで固定資産の減価償却費が計上されている事業活動計算書上での事業展開が把握されているのかが重要になってくるのではないかと考えられます。今後は減価償却費を含めた事業活動収支での黒字化が、理事会及び職員の中でも重要であると考えますので、今後の経営分析における視点としてご検討いただきたいと考えますので、よろしくお願いたします。

■議 長 ありがとうございます。

今期最後の理事会ということで、収支の考え方について再度ご検討をいただきたい。これまでのように単年度による“単なる黒字”“単なる赤字”という数字上の結果も重要ではありますが、先程坂本理事がおっしゃったような減価償却費の要素を含め、将来的にかかる費用等も含めてどのように財務状況を見ていくかということを経済の中で議論できるということが今後ひとつの課題ではないかと考えます。もうひとつは、事業活動の内容についても、理事会は執行責任を担うということの意味でも、先程の老人ホームのショートステイの問題においても、実情としての説明は理解できるが、改善策も含めて理事会で提案できることが必要となってくるのではないかと考えるので、事務局もその意識をもっていただきたいですし、理事会の在り方もそのあたりにあると考えますので、今後の課題として取り組んでいただきますようお願いいたします。

■武田理事 決算の概要の資料の2頁にありますように、東有岡拠点で障害福祉サービス

事業収入が対前年比で大きく減になっている理由をお聞かせ下さい。

- 事務局 減収の原因は2点あり、1点は決算報告で申し上げたように利用者人数の減少が挙げられます。加えて平成30年度の報酬改定において報酬単価の減少がございます。対前年と比較しまして、1日あたり移行が200単位、現金に換算すると2,000円程度、B型の単位についても100単位で、1日あたり1,000円程度の報酬が低下している状況です。加算等の取得で対策を講じましたが、加算の取れる時期と取れない時期もあり、相次ぐ職員等の退職とも相まって、結果として収益の減少となりました。東有岡では、昨年度5名の作業指導員の退職があり、職員が定着したのが12月になりました。作業指導員が変わることは、利用者様にとっても非常に不安になられることであって、指導員が移るのであれば指導員についていくという現象がおこっておりました。
- 加えて昨年4月から伊丹市内に新しい事業所ができており、利用者様のご自宅から近いといった理由で新事業所に移られることもありました。
- 今後の対策としましては、通所施設ということもあり就職される方や他事業所に移られる方もおられる中で、根気よく新規利用者様の開拓及び利用者体験会等を実施している現状です。移行の人数がかなり減少しているので、今後はプログラムの見直しや、2年の就労期間の縛りがある中で、B型に移行していく等の対策を講じていく必要があると考えています。

- 武田理事 ありがとうございます。
- 報酬改定があったとのことですが、今後は職員の定着と、更には職員と利用者様との関係づくりを含め、他事業所との競争もある中で一層ご努力いただきますようよろしくお願いいたします。

- 議 長 他に何かございますか。
- 特にないようでございますので、はじめに、議案第1号「平成30年度社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団事業報告について」は、原案どおり決することにご異議ございませんか。

【異議なし】

- 議 長 ご異議がないということですので、議案第1号については、原案どおり決しました。
- 次に、議案第2号「平成30年度社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団社会福祉事業区分及び公益事業区分決算報告について」は、原案どおり決することにご異議ございませんか。

【異議なし】

■議 長 ご異議がないということですので、議案第2号については、原案どおり決しました。

次に、報告第1号「平成30年度社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団事業及び決算の監査報告について」は、承認ということによろしいでしょうか。

【異議なし】

■議 長 それでは、報告第1号については、承認されました。

■議 長 続きまして、議案第3号「社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団役員（理事）候補者の推薦について」と、議案第4号「社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団役員（監事）候補者の推薦について」はそれぞれ関連がございますので、一括審議とさせていただきます。

それでは、事務局説明をお願いいたします。

■事務局 それでは、議案書第3号と第4号「社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団役員、理事並びに監事候補者の推薦について」を一括してご説明させていただきます。

はじめに、現在、当法人の役員をお願いいたしております理事・監事の皆様につきましては、今月開催予定の定時評議員会終結の時をもって、任期が満了することに伴い、定款第16条第1項の規定に基づき、新たな役員を評議員会で選任して頂く必要がございますので、本理事会でその候補者を推薦して頂くとするものでございます。

本日お配りしております、議案第3号別紙「理事候補者の推薦について」をご覧ください。

初めに理事候補者の推薦についてご説明いたします。

まず、理事の人数についてです。現在は本日ご参集の6名の理事にご就任頂いておりますが、定款第15条第1項第1号で理事は「6名以上8名以内」と規定しており、今期をもって退任される奥田理事長の後任といたしまして、前伊丹市シルバー人材センター理事長であった阪上氏と、今後法人間の事業連携がますます重要となりますことから、いたみ杉の子の理事長であられます小山氏を加えた、合計7名の理事の選任をお願いしたいと考えております。

次に、理事の選任要件でございますが、社会福祉法第44条第4項に規定されておりました、同項第1号で「社会福祉事業の経営に関する識見を有する

者」、同項第2号で「当該社会福祉法人が行う事業の区域における福祉に関する実情に通じている者」、同項第3号で「当該社会福祉法人が施設を設置している場合にあつては、当該施設の管理者」と示されております。

当法人では、この選任要件に基づき、はじめに「社会福祉事業の経営に関する識見を有する者」に該当する方といたしまして、前伊丹市シルバー人材センター理事長の阪上昭次氏をご提案するものでございます。

次に「当該社会福祉法人が行う事業の区域における福祉に関する実情に通じている者」に該当する方といたしまして、当法人常務理事の林秀和氏、伊丹市健康福祉部長の坂本孝二氏、伊丹市社会福祉協議会常務理事の武田好二氏に加えて、いたみ杉の子理事長の小山達也氏をご提案いたします。

最後に「当該社会福祉法人が施設を設置している場合にあつては、当該施設の管理者」に該当する方といたしまして、当法人の老人ホーム施設長の森理恵氏、同ケアハイツいたみ施設長の川上房男氏に引き続きお願いしたいということで、ご提案するものでございます。

次に、議案第4号の監事候補者の推薦についてですが、議案第4号別紙をご覧ください。まず監事の人数につきまして、現在は2名の監事にご就任頂いておりますが、今期をもって退任される西尾監事の後任として、前伊丹市会計管理者の二宮氏を加え、引き続き2名の監事の選任をお願いしたいと考えております。

次に監事の選任要件に基づきご説明いたします。はじめに「社会福祉事業について識見を有する者」に該当する方といたしまして、二宮毅氏をご提案いたします。二宮氏におかれましては、昭和57年4月に伊丹市役所に入所され、福祉事務所の福祉課に配属後、福祉部住宅課長、市民自治部まちづくり室長、市民自治部長等の要職を経て、本年3月に伊丹市役所をご退職されました。次に「財務管理について識見を有する者」に該当する方といたしましては、細川健二氏に引き続きお願いしたいと考えております。

なお、先程申し上げました通り、平成29年6月より、監事として事業団運営にご尽力を頂いておりました西尾監事におかれましては、一身上の都合により、6月に開催予定の定時評議員会終結の時をもって監事職を辞任する旨の申し出を頂いております。当法人の監事として、2年の長きに亘り、事業団運営にご尽力を賜り、誠にありがとうございました。

以上、議案第3号及び第4号の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

■議 長 説明が終わりました。

■議 長 この件について、ご意見、ご質問等ございましたら、よろしくお願ひいたし

ます。

特にないようでございますので、議案第3号「社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団役員（理事）候補者の推薦について」は、原案どおり決することにご異議ございませんか。

【異議なし】

■議 長 ご異議がないということで、議案第3号については、原案どおり決しました。

次に、議案第4号「社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団役員（監事）候補者の推薦について」は原案どおり決することにご異議ございませんか。

【異議なし】

■議 長 ご異議がないということで、議案第4号については、原案どおり決しました。

■議 長 続きまして、議案第5号「社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団役評議員候補者の推薦について」を議題といたします。

事務局説明をお願いします。

■事務局 それでは、議案第5号「社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団 評議員候補者の推薦について」ご説明させていただきます。

はじめに、評議員の人数につきましては、定款55条で「7名以上9名以内」と定めているところ、昨年、柴田評議員のご逝去に伴い当初の8名から、現在7名の評議員にご就任頂いているところでございます。

先程の理事候補者の推薦議案にもありました通り、理事が7名になりますと、社会福祉法第40条第3項の規定で「評議員の数は、定款で定めた理事の員数を超える数でなければならない」とされていることから、当法人の評議員の人数8名以上が必要になるところでございます。

また、小山評議員が当法人の理事候補者になられること、並びに原田評議員が伊丹市社会福祉協議会の会長職を任期満了に伴ってご退任されることから、両名とも本年6月20日をもって辞任の申し出を頂いているところでございます。

次に、評議員の選任要件につきましては、社会福祉法第39条に「社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者」と規定されているのみで、通知等により識見を有する人材の例が示されておりますので、その例に基づきご説明いたします。

まず、「地域の福祉関係者」に該当する方といたしまして、桜台地区コミュ

ニティ協議会会長の宮崎康人氏でございます。宮崎氏は、平成22年6月から当協議会の副会長、平成27年6月から現在に至るまで同会長を務めておられます。

次に「社会福祉に関する学識経験者」に該当する方といたしまして、佛教大学社会福祉学部教授の緒方由紀氏でございます。緒方氏は平成元年に伊丹市役所に入所と同時に当時伊丹市立であった東有岡ワークハウスでご勤務された後、伊丹市役所を退職後、平成11年から現在に至るまで佛教大学で教鞭をとっておられます。

最後にこちらも「地域の福祉関係者」に該当する方といたしまして、いたみ文化・スポーツ財団理事長で、伊丹市社会福祉協議会会長にご就任予定の川村貴清氏でございます。川村氏は、昭和48年4月に伊丹市役所に入所後、総合政策部長等の要職を歴任され、平成21年7月に伊丹市役所を退職後も、副市長をはじめ、伊丹スポーツセンターや伊丹市文化振興財団理事長を務められました。団体の合併により、現在は公益財団法人いたみ文化・スポーツ財団の理事長となっておられる川村氏を、原田評議員の後任といたしまして、合計3名の評議員候補者を推薦しようとするものでございます。

別紙に記載している以外の評議員として、樋口評議員、武本評議員、迫田評議員議員、阪上評議員、常岡評議員の5名を合わせて、評議員総数は8名となり必要人数を満たすことから、後の議案でお諮りします、6月20日に開催予定の評議員選任・解任委員会で選任して頂く予定でございます。

議案第5号の説明は以上でございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

■議長 説明が終わりました。

■議長 この件について、ご意見、ご質問等ございましたら、よろしくお願いいたします。

特にないようでございますので、議案第5号「社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団評議員候補者の推薦について」は、原案どおり決することにご異議ございませんか。

【異議なし】

■議長 ご異議がないということで、議案第5号については、原案どおり決しました。

■議長 続きまして、議案第6号「社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団選任・解任委員会の招集について」と、議案第7号「社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団評議員選任・解任委員会の事務局職員の配置について」はそれぞれ関連がござい

ますので、一括審議とさせていただきます。

それでは、事務局説明をお願いいたします。

■事務局 それでは、まず、議案第6号「社会福祉法人 伊丹市社会福祉事業団 選任・解任委員会の収集について」ご説明させていただきます。

議案書の議6頁をご覧ください。

こちらは、議案第5号でご説明いたしましたとおり、原田評議員及び小山評議員の辞任、並びに柴田評議員のご逝去に伴い、新たに3名の評議員を選任して頂くために、評議員選任・解任委員会の運営に関する規則第6条の規定に基づき、理事会の決議を求めるものでございます。

なお、選任・解任委員会の日時、場所及び議題については議案書に記載のとおりでございます。

次に、議案第7号の選任・解任委員会の事務局職員の配置についてですが、議案書の議7の頁及び議案第7号別紙をご覧ください。

こちらは、選任・解任委員会に事務処理のための事務局を置き、職員を1名配置することとなっておりますが、当該事務局職員が伊丹市社会福祉事業団の職員を兼務する場合は、理事長が理事会の承認を得て選任することから、理事会の決議を求めるものでございます。

議案第6号及び議案第7号の説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

■議 長 説明が終わりました。

■議 長 この件について、ご意見、ご質問等ございましたら、よろしくをお願いいたします。

特にないようでございますので、議案第6号「社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団評議員候補者の推薦について」は、原案どおり決することにご異議ございませんか。

【異議なし】

■議 長 ご異議がないということで、議案第6号については、原案どおり決しました。次に、議案第7号「社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団評議員選任・解任委員会の事務局職員の配置について」は原案どおり決することにご異議ございませんか。

【異議なし】

■議 長 ご異議がないということで、議案第7号については、原案どおり決しました。

■議 長 続きまして、議案第8号「社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団運営協議会委員の選任について」を議題といたします。
事務局説明をお願いします。

■事務局 それでは、議案第8号「社会福祉法人 伊丹市社会福祉事業団 運営協議会委員の選任について」ご説明させていただきます。

議案書の議8の頁と議案第8号別紙をご覧ください。

こちらは、役員と同様に、現在の運営協議会委員の任期が、6月に開催予定の定時評議員会終結の時をもって満了することに伴い、新たな運営協議会委員を選任して頂こうとするものでございます。

別紙の名簿にありますとおり、1番から7番までに記載の方々は各地域団体、8番から12番までに記載の方々は各関係団体からの推薦を頂きまして、13番に記載の源野委員につきましては、引き続きのご就任をお願いしようとするものでございます。

今回、改選に伴い委員が変更となりますのは、1番、桜台地区コミュニティ協議会は宮崎氏から滝内氏に変更、5番、コミュニティ笹原協議会は宮内氏から芦原氏に変更、6番、稲野小学校地区自治協議会は岩田会長から事務局の岩田氏に変更、8番、伊丹市老人クラブ連合会は坂根氏から望月氏に変更、12番、県立伊丹西高等学校は來田氏から川中氏に変更、以上の5名でございます。

議案第8号の説明は以上です。ご審議のほどよろしく願いいたします。

■議 長 説明が終わりました。

1点確認ですが、6番の岩田氏は同一人物ではないのですね。

■事務局 はい、偶然にもお名前が同じですが別の方でございます。

現在は、稲野小学校地区自治協議会の会長の岩田様で、事務局の岩田守様に交代ということで、別の方でございます。

■議 長 この件について、ご意見、ご質問等ございましたら、よろしく願いいたします。

■武田理事 就任の日付は6月4日で良いのですか。

■事務局 就任の日は、定時評議員会終結の時までとなっておりますので、決議は本理事会をもってとなり、任期は6月24日からでございます。大変失礼いたしました。

■議 長 結果としてこの件は、議案の訂正ということになりますか。

■事務局 はい、6月24日就任予定ということで訂正をお願いいたします。

■議 長 わかりました。その他には、何かございますか。
それでは、議案第8号「社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団運営協議会委員の選任について」は原案どおり決することにご異議ございませんか。

【異議なし】

■議 長 ご異議がないということで、議案第8号については、原案どおり決しました。

■議 長 続きまして、議案第9号「社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団中長期経営計画の改訂について」を議題といたします。

事務局説明をお願いいたします。

■事務局 それでは、議案第9号「社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団中長期経営計画の改訂について」ご説明をさせていただきます。

本日、ご説明させていただきます、「社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団 中長期経営計画の改訂について」は、3月に行われました理事会で、新たな基本構想とその位置付け、基本戦略に基づく事業の方向性をパワーポイントの資料でご説明をさせていただきました。

今回の理事会において、最終案をお諮りするうえで、ご用意させていただきましたこちらのA4サイズの冊子で改訂の内容についてご説明させていただきます。

前回の改訂案から、変更した点としましては、経営理念・基本目標・基本方針・基本構想と事業の方向性がややわかりにくいとのご意見もあったことから、全体の構成を二部構成にしまして、一部では計画の基本的な考え方として、これまでの「経緯」と「改訂するに至った背景」と「計画期間」を表記する形に変更しております。

二部では、これまでの経営理念と中長期経営計画の体系を見やすく表記し、基本構想を確実に実現するための「行動指針」を大きく示し、「目標」、「取組みの方向性」、「取組みの内容」に沿うよう、実施する事業を表記する形に変更しております。

その他は、これまでもご説明させていただきました中長期経営計画・基本計画と大きな変更はしておりません。

今回の改訂版は、これまでもの中長期経営計画の取組み状況を振り返りつつ、経

営課題・法人の将来像を明確にし、新しい基本構想を策定し、各種の取組みを設定しております。

冊子の3頁・4頁をご覧ください。

ここでは、法人設立から「中長期経営計画の策定までの経緯」を記載しております。「法人設立から、これまでの取組み」と、「中長期経営計画のこれまでの考え方と、新たな基本構想」を掲げ、これからの進め方をお示ししたものです。これは、3月の理事会でご説明させていただいた内容と変更はございません。

次に5頁と6頁をご覧ください。

ここでは、「中長期経営計画を改訂する背景として」具体的に記載させていただいております。

伊丹市社会福祉事業団は、平成28年（2016年）に「伊丹市社会福祉事業団 中長期経営計画（基本計画）」を策定し、組織改革、人事給与制度などの規則整備をはじめ、計画に基づく経営の効率化や健全化に取り組んできました。

具体的な事業戦略として、訪問看護、訪問介護はこれまでの強みを維持しながら、デイサービス事業はこれまで以上に稼働率を最大限に引き上げ継続させ、介護老人保健施設においては、在宅強化型を実施していくことで、事業活動収入20億円を維持すること、また、人事戦略では、人材不足に対する雇用改革を実施すること、財務戦略では、非正規職員を正規化し、現在の要員基準数（常勤換算数）311名から283名にしていくことが当初の目標値でした。

また、財務戦略として、ラストホールの改修に伴う南野デイサービスの改修および特別養護老人ホームの建替え費用など、施設整備・更新に当たっては、積立資産を運用していきながら、当期末支払資金残高を減らさず、健全な経営ができるよう検討を進めてまいりました。

6頁の一番上の表が、平成27年度にシミュレーションをした時の目標値となります。

しかしながら、この間に3年連続で事業活動収入が減少したことで財務戦略と事業戦略を速やかに見直す必要が生じました。

減収の要因としては、平成30年（2018年）に介護報酬等の改定があり、介護保険事業では、自立支援・重度化防止に資するサービス提供が求められたことで、特別養護老人ホームが要介護3以上でないと入所ができない状態になったことや、障がい福祉サービス事業では障害福祉サービス費の程度区分や利用率が減少したことの問題や、その他には、訪問介護事業、デイサービス事業はこれまで以上に稼働率を最大限に引き上げることができず、また、介護老人保健施設においては在宅強化型に移行できなかったことが、事業活動収入の減収となり、コスト構造が大きく変わってしまいました。

また、平成29年（2017年）には、非正規職員を正規化するなど、人材不足に対する雇用の改革を先行投資として計画通り実施しましたが、計画に基

づいた要員基準数（常勤換算数）を達成できずに乖離が生じてしまいました。それを表した表が、6頁の真ん中に平成30年度の実績より試算したシミュレーションになります。

これから事業団は、施設の老朽化に伴い大規模改修や建替等に係る費用への備えが十分ではないため、事業活動収入の増加を図りながら、経営基盤を安定させていく必要があります。

そのため、今回の中長期経営計画を改訂するにあたっては、障がい者や子どもへの広範なサービスを事業化し、医療・福祉・教育・行政などの関係機関との連携も一層強化するとともに、これまでの事業団の事業形態を大きく変革させ、地域にとって必要とされる法人を目指していきたいと考えております。

更に、目標管理を有効に機能させ、職員一人ひとりが自らの役割を理解し、計画のプロセスに関与できる仕組みの構築や、法人が目指すべき方向性を明らかにした上で それらに対応できる人材開発も進めてまいります。

外部環境等の変化を加えたシミュレーションが、6頁一番下の表になります。

以上のように、社会経済情勢の大きな変化にも的確に対応し、「豊かな明日へあなたとともに歩みます」の実現を確かなものにしていきたいと考えております。

次に7頁をご覧ください。

中長期経営計画の改訂前の期間は、平成28年度（2016年度）から平成37年度（2025年度）までの10年間とした基本計画と実施計画を策定し、それぞれの期間ごとに見直しを行うこととしていましたが、3月の理事会でもご報告させていただいたとおり、改訂後の計画においても、計画の目標年度は変更せず、令和7年度（2025年度）までの向こう7年間の計画にしております。

また、改訂後においても 計画の進捗を検証しながら、社会経済情勢の変化や法人の経営状況等を踏まえ、必要に応じて柔軟に見直しを図ってまいります。9頁・10頁をご覧ください。

ここでは、経営理念・基本目標（4つの目標と8つの基本方針）・将来像と新しい基本構想と基本計画を1枚に収め表記しております。

伊丹市社会福祉事業団は、平成21年4月、伊丹市から施設建物の無償譲渡を受け、新しい形での法人経営がスタートしたことを契機に、「豊かな明日へあなたとともに歩みます」を経営理念に掲げ、「私たちのビジョン」を策定いたしました。「私たちの意識」「組織運営の仕組」「財政の安定化」について現状を変えるという意思（3つのチャレンジ）、4つの目標及び8つの指針を伊丹市社会福祉事業団の向かうべき基本的な方向として示しました。

今回、新たに基本構想を加え、体系化したものが11頁・12頁の図となります。この図は、3月の理事会でご報告させていただいた内容と変更はございません。

3月の理事会でもご説明させて頂きましたとおり、これらの事業は全てBSC（バランズド・スコア・カード）に経営戦略として落とし込み、具体的な取り組みにつきましては、BSC上で詳細に記載し、事業の諸条件等を見定めながら検討を進めてまいります。

また 新たに取り組むを進める事業を展開していくには、中長期的な収支見通しを踏まえ、全てにおいて財源の確保に最大限努めるとともに、既存事業の抜本的な見直しも同時に進めていきます。

続きまして、15頁・16頁をご覧ください。

15頁以降は、基本構想を確実に実現するために行動指針を上段に置き、見開きにした頁の左側には、目標・取組みの方向性・取組みの内容を表記し、この考え方を基本に、経営層は新たな事業を創造していきます。

右側は、基本の思いに基づき新たに実施しようとする事業を記載しております。これは、法人がこれから何に取り組む何を進めようとしているのかを、職員が見てもわかりやすく、見えるような形で15頁から22頁までは構成しております。

25頁からは、基本構想の実現に向けた「組織戦略」「人事戦略」「事業戦略」「財務戦略」の4つの戦略を記載しておりますが、これまでの基本計画では内容が薄かった、32頁・33頁の「事業戦略」に視点3・4を追加し、基本構想と合わせたこれからの事業展開をしやすい形で表記しております。

その他は、特に大きな変更はございません。

最後に、37頁・38頁になりますが、「持続可能な法人経営のために」ということで、これまでは

1. 持続可能な法人経営のために
 2. 経営数値目標の設定
 3. 未来を見据えた人材(財)の確保と事業投資による成長
- の3つしか記載しておりませんでした。更に

- 地域住民にとって身近な存在
- 信頼される職員の育成

この3つを加えて全体を構成いたしました。

3月の理事会でご説明させていただき、方向性がわかりにくいとのご意見をいただき、修正を加えさせていただき、今回このような形で中長期経営計画「改訂版」としてご説明をさせていただきました。

この中長期経営計画【改訂版】は、事業戦略を核にBSCとPDCAのマネジメントサイクルを活用して、基本構想を確実に実現するために取り組んでいきたいと考えております。

先程も説明させていただきましたが、37頁・38頁に

- 地域住民にとって身近な存在
- 信頼される職員の育成

この2点を加えましたのも、事業団を将来にわたって永続・成長させていくためには、経営を担える人材を育成し、それを託して、その後継者たちが新たに挑戦を続けていくことではありますが、情報化が高度に進んだ時代であっても、地域住民との直接のふれあいも大切にしながら、地域の皆様とともに楽しみ、温かさが実感できる法人を目指した人材の育成に努めてまいります。

以上、簡単ではございますが、議案第9号「社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団中長期経営計画の改訂について」概要をご説明させていただきました。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

■議 長 説明が終わりました。

■議 長 ここでは議長としてではなく、理事長として発言させていただきます。
今回の改訂版については、平成28年度に作成した構成について、本来、基本構想、基本計画、実施計画の3つの流れで実施していますが、改訂版として強調したかったのは、特に実施計画部分として具体的に何を実施していくのかというイメージが掴みにくいということがありましたので、ひとつひとつの事業の方向性としてまとめ、お示しをした次第です。11頁・12頁を参照に第2部第2章の「基本構想を実現するために」を全て網羅するというものではなく、事業団の将来的な方向性をお示ししたかったのでございます。今後は、財務状況やニーズに対応した形で、新たに事業を展開する際には、理事会でお諮りしながら進めていきたいという思いをもって今回改訂を行いました。
当然理事会は、執行責任という役割を担っているため、今後改訂版を共通の羅針盤として、理事会において判断していただきたいという思いをもって、理事会でお諮りしたという考えがございます。

■議 長 この件について、ご意見、ご質問等ございましたら、お願いいたします。

■坂本理事 今回、「中長期経営計画の改訂について」をお示しいただき、事業団の進むべき方向性について、羅針盤としてお示しいただくことによって、より分かりやすくなったのかなと感じました。先程からの決算状況をお伺いしたうえで、これまでと同様の事業展開を行っていても厳しいのかという印象があります。

何らかの変化を行っていかないと、法人運営自体も難しくなっていくでしょうし、事業団の存在意義を維持していく中で、何が求められているのかということのを的確に把握しながら、新たな事業展開を図っていく上で重要になっていくと考えられますので、それを踏まえてこの度の改訂版は方向性が示されているという意味では、完成度が高い計画ができたと感じます。ここまで作成されるには、ご苦勞も多かったかと察しますし、今後も社会福祉事業団が末永く

事業を実施されるうえでは、この計画をベースとした職員の意識改革が重要になると思われますので、施設長の意識改革や全職員の意識の一致が重要になると思います。新たな事業展開は、何をいつまでに、どこまで実行するのかを、今後の理事会の中で、示していただきたいと考えます。

■議 長 他にはご意見ございますか。

■武田理事 意見といたしますか、この新たな計画では、財務戦略において資金面でも思い切った計画が必要になってくるかとは思われますが、よりスリム化を図りながら、継続可能な事業展開をお願いしたいと考えております。

■議 長 他にはよろしいでしょうか。

特にないようでございますので、議案第9号「社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団中長期経営計画の改訂について」は、原案どおり決することにご異議ございませんか。

【異議なし】

■議 長 ご異議がないということで、議案第9号については、原案どおり決しました。

■議 長 最後に、議案第10号「社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団定時評議員会日時、場所、議題等の決定について」を議題といたします。
事務局説明をお願いします。

■事務局 それでは、議案第10号「社会福祉法人 伊丹市社会福祉事業団 定時評議員会日時、場所、議題等の決定について」ご説明させていただきます。

この議案に関しましては、法令に基づき、評議員会の議案は原則、理事会で議決した事項に限られること、理事会で評議員会の招集日時、場所、議題等を決定しなければならないことから、提出させていただくものであります。

はじめに、評議員会の日時等についてですが、令和元6月24日午後2時から、いきいきプラザ会議室1・2において開催いたします。

次に議案ですが、報告が3件と議案が3件となっており、いずれの議案も本日理事会でご説明させていただいた通りとなります。

以上議案第10号の説明とさせていただきます。

ご審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

■議 長 説明が終わりました。

■議 長 この件について、ご意見、ご質問等ございましたら、よろしくお願ひいたします。

特にないようでございますので、議案第10号「社会福祉法人 伊丹市社会福祉事業団 定時評議員会日時，場所，議題等の決定について」は、原案どおり決することにご異議ございませんか。

【異議なし】

■議 長 ご異議がないということで、議案第10号については、原案どおり決しました。

■議 長 その他には、なにかございますか。

■事務局 【次回理事会開催連絡】

■議 長 それでは、今期をもってご退任されます西尾監事より、一言ご挨拶をいただきます。

【西尾監事挨拶】

【理事長挨拶】

■議 長 本日の議事は、これもちまして終了とさせていただきます。

以上、議長は議事が全て終了した旨を告げ、午後1時15分に閉会した。

議事を明確にするため、この議事録を作成し、議長及び議事録署名人は署名押印した。

令和 元年 6月 4日

議 長 奥 田 利 男

議事録署名人 細 川 健 二

議事録署名人 西 尾 幸 道

議事録作成者 鎌 田 祐 紀